

視 察 調 査 報 告 書

<土木環境委員会>

令和3年第4回沖縄県議会（6月定例会）

令和3年7月8日（木曜日）

沖 縄 県 議 会

土木環境委員会視察調査報告書

視察調査日時

令和3年7月8日 木曜日（1日）

視察調査場所

本部港

視察調査事項

港湾の整備事業について（本部港上屋の事故について）

視察調査概要

別添のとおり

参加委員（12人）

委員長	瑞慶覧	功	君
副委員長	下地	康	教
委員	座波	一	君
〃	呉屋	宏	君
〃	照屋	守之	君
〃	玉城	健一郎	君
〃	島袋	恵祐	君
〃	比嘉	瑞己	君
〃	崎山	嗣幸	君
〃	新垣	光栄	君
〃	次呂久	成崇	君
〃	金城	勉	君

随員職員（3人）

議会事務局政務調査課主幹	新垣	伸	弥
議会事務局政務調査課主査	池原	利	奈
議会事務局政務調査課会計年度任用職員	幸地	真	美

別紙（視察調査概要）

調査項目 「本部町上屋の事故について」

1 本部町上屋の事故について

(1) 本部港の概要説明（沖縄県土木建築部港湾課長）

本部港の本部地区は、鹿児島航路や京阪航路、伊江島航路の定期船が就航しているほか、石材の移入が行われており、北部地域の拠点港湾として利用されている。また、平成29年7月に国際旅客船拠点形成港湾に指定されており、北部圏域の観光振興に寄与するため、大型クルーズ船の寄港可能な岸壁の整備を現在進めている。

上屋の事業概要について、事業名が本部港物流拠点強化事業となっており、沖縄振興特別推進交付金一ソフト交付金によって整備を行っている。事業費は約2億1145万円で、事業期間は平成26年度から27年度にかけて行い、供用開始が平成27年10月となっている。

上屋の諸元について、延べ面積が1399平米、構造、階数は鉄骨造で地上1階となっている。扉の重量については、1枚当たり約1トン。寸法は縦が5メートル、横が4.16メートル、厚さが10センチとなっており、扉は2枚設置している。

上屋本体の工事の概要は、工事名が沖縄県本部港上屋新築工事（建築）として、発注が沖縄県港湾課、請負代金が約1億3500万円となっている。完成は27年の10月となっている。

本部港の管理については、地方自治法の事務処理の特例に基づき、港湾管理条例第31条第2項において、岸壁や荷さばき地、上屋などの港湾施設の使用許可に関する事務や使用料の徴収事務、また、日常の港湾施設の維持管理に関する業務は本部町が処理することとなっている。

このため、上屋の管理について、施設の日常管理や使用許可等の維持管理は本部町のほうで行っているという状況である。施設の不具合等が発生して修繕が必要となった場合、修繕の内容や規模によって判断することになるが、本部町と県とで調整し、大規模な修繕の場合には県が行っている。また、トイレの修繕や污水管の詰まりなど軽微なものについては、本部町のほうで行っているのが現状である。

なお、令和2年度に本部町が実施した修繕は、ターミナルの消防設備修繕、あるいはトイレの修繕、緑地公園の污水管の詰まり修繕といったものを本部町のほうでやっていただいているという状況である。

上屋の利用状況については、港湾施設使用許可によりトランスネット沖縄株式会社及び北部港運株式会社が使用している。保管している貨物は、主に飼料や牧草、木材などがあり、保管期間は1日から3週間程度、ここに置いて荷主に届けたり、あるいは船に積み込んだりというように使用している。

(2) 事故の概要説明（沖縄県土木建築部北部土木事務所長）

令和3年5月27日木曜日、18時10分頃、本部港本部地区にある上屋において、作業員が定期船の貨物を上屋に運び終え、入り口の扉を閉める際にこの扉が倒れ、下敷きとなる死亡事故が発生した。ちょうど左側の扉である。ここは引き戸式の扉で、それを閉める際に扉が内側に倒れてきたという死亡事故となっている。

事故の原因については、現在警察において捜査を行っており、県は全面的に捜査に協力しているところである。

経緯については、令和3年5月27日木曜日の18時10分頃に事故が発生した。19時30分頃に第1報として本部港管理事務所から港湾課へ、本部港上屋の扉が倒れ、人身事故が発生との連絡があった。その後23時20分頃まで本部港管理事務所、北部土木事務所、港湾課で連絡を取り、情報収集及び事実確認を行った。また、5月28日金曜日には、10時45分に北部土木事務所と本部港管理事務所間で現場確認、情報交換を行った。

また、知事、副知事秘書へは事故概要報告を速やかに行い、県港湾課から各港湾管理市町村、各土木事務所へ上屋の緊急点検及び依頼を行っている。5月31日月曜日には、本部港管理事務所にて本部町、北部土木事務所、荷役業者において、今後の利用、管理、修繕等について話し合いを行ったところである。

(3) 質疑応答の概要

Q 扉の倒れた状況について。

A 今は扉を撤去して、別の場所に置いてある。このルール上に扉があつて、それを閉める際に倒れたという状況。手動で扉の開閉を行っている。

Q 扉の倒れる要因について。老朽化しているのか。

A 施設自体が平成27年10月に完成しており、老朽化が進んだというのはちょっと考えられないと思っているが、事故発生 of 要因については、現在、警察で捜査を行っており、今ちょっとまだ分からないという状況で

ある。

Q 聞くところによると、何度か県に修理を依頼したけれど、県が対応していないということであるが、それは事実なのか。

A この上屋は平成27年10月に竣工、供用を開始している。その2年後、29年10月には点検一要するに新築後2年間は瑕疵担保確認があるので、点検を行った。そのときは設備の健全性を確認している。続いて、令和2年1月に本部港管理事務所からメールにて、この扉は開け閉めがしづらい、経年劣化ではないかということで、早めに修理をお願いしたいという案内があった。しかし、我々としては、開け閉めがしづらいということだけで、特に緊急性というのは、当時の担当からは確認できていないということであった。

続いて、令和3年の4月に再度、本部港管理事務所から北部土木事務所のほうに、上屋の扉がやはり調子が悪いので早く補修してほしいという連絡があった。それで、我々は翌日の4月20日に現場を確認したところ、その際に左側の扉が開け閉めがしづらいということが分かったので、速やかに一その当時こちらで工事を請け負っていた業者がいたので、そこに見積りを依頼した。4月21日に見積りを依頼して、4月23日にはその業者から参考見積りを受領しており、速やかに補修を行う一請け負っている業者に増額変更で対応しようとしたが、この業者もやっぱり次の現場が決まっているということで、ちょっと受けられないということであった。ここの現場は今、どんどん発注しているので、その業者にお話して、要するに補修をしていこうと対応を考えていた矢先に、5月27日に事故が発生したというのが今の状況である。

Q そのような現状を知っていながら県は対応していなかったということか。

A 対応については今説明したとおりであるが、そのときには、緊急性というところについて、そこまでの認識がなかったということであり、早急に補修すべく土木事務所のほうでは対応はしていたと。ただ、補修には至らなかったということである。

Q 見積りを取ってから5月27日に事故が起こるまで1か月以上経過しているが、その間、そういう要請に答えていないということか。

A 4月23日に見積りをもらっている。我々としては、次の工事で対応す

ることで動いていた。

Q 上屋倉庫の所有者は県ということで間違いないか。

A 間違いない。

Q 本部港の管理について、管理を依頼する場合には協定書等があるはずである。その中において、簡易なものであれば管理を受託しているところが修繕を行うことになっているはずだが、大規模な修理をする場合の金額というのは幾らなのか。

A この協定について、きちんと結ばれていたのかということは今確認している最中である。条例に基づいて管理していると申し上げたが、施設そのものについては港湾台帳などでこの部分を管理してくださいということでやっているが、その施設の一つ一つについて、そういった協定が結ばれているかどうか、今まだ確認が取れていないという状況である。

Q 管理協定つまり管理を委託する場合の約束事であり、それはあるべきであるが、これはどうなっているか。ほかに委託をしている地方港湾、そこにはちゃんと管理の約束事があるはずだが、ここだけないということはある得ないと思われるが。

A 条例に基づいて委託されているが、その金額—幾らから県が補修します、幾らまではその地元の管理している市町村で補修してくださいというものについては、条例上は書いていない。

Q これはあり得ない。管理をする場合、管理委託の協定書はあるべきである。それをここで結んでいないというのは、ちょっと異常と思われる。大規模な修理は県（所有者）が行い、その金額も決まっているはずである。なぜこの本部港の委託管理においてその金額が決まっていなかったのか。これは問題だと思われる。そのあやふやなところで、委託を受託しているところは県に対して、指導を仰いでいたはずであるが、県としての対応が遅かったと。

それと左側のドアが破損したということになっているが、右側の扉はどうだったのか。

A 右側の扉は健全で、使える状態である。

Q なぜここにはないのか。

A 倒壊のおそれがあるということで、今開け閉めはしないようにということで、警察立会いの下、7月2日に撤去した。

Q これはちょっとあり得ない。両方の扉が管理不足、点検不足というふうに捉えられても仕方ない。そうであるならば、両方の扉をそのまま放置していたという形になるが、どうなのか。

A 労働基準監督署のほうから、この扉を使用しないようにと。事故が起こった後、右側の扉は残っているので、その扉は今は使わないようにということで、労働基準監督署のほうから話があったというふうに聞いている。

Q 右側の扉は健全に利用されるということであれば、その扉をそのまま置けるという状態のはずであるが、なぜそれを撤去したのか。

A 確認したところ、上のレールのほうでずれがあるということで、それについては同様に危険があると。倒壊する可能性がある。事故以来扉については、開けっ放しでそのまま固定していた。その後、労働基準監督署、警察のほうから撤去したほうがいいということで、そういった話があった。

Q これはちょっと理解できないところがある。ちゃんと機能が保持されているならば、きちんとした安全対策を取って、現場を残すという形で、その右側の扉を残すべきだと思われる。

それともう一つ。まず、事故が発生したのが5月27日の18時10分。第1報を港湾課が受けたのが19時30分頃。1時間20分も差があるが、その理由は何か。

A 事故が発生したのが18時10分頃、本部港管理事務所のほうから県港湾課のほうに報告があったのが19時30分ということである。

まず、ちょっと時間は定かではないが、土木事務所のほうに連絡をした。19時くらいだったかと思われる。ちょっと土木事務所のほうでは、連絡がつかなくて、本庁の港湾課のほうにその後連絡したということである。

Q ということは、北部土木事務所に連絡がつかないので、直接本庁の港湾課に連絡をしたという理解でよいか。

A はい。

Q それに、1時間20分もかかったのか。

A その間ちょっとやり取りはあった。土木事務所のほうでは、当番の方がおり、その方のやり取りにちょっと時間を要したというのがある。

Q よく分からない。そういう重大な事故が発生した場合の連絡網というのがあるはずだが、それが果たして十分機能していたのかということが、ちょっと疑問に思われる。5月28日に北部土木事務所が現場を確認したということであるが、県の港湾課は誰が現場を確認しているのか。

A 事故の翌日は港湾課からは参加していない。港湾課は、日にちは今ちょっと確認できていないが、その翌週に現場を確認している。

Q 翌週というと、5月28日からさらに1週間たってということか。そういう理解でよいか。

A 事故が発生したのが木曜日なので、金曜日は北部土木事務所と本部港管理事務所のほうで現場を確認している。それで土日を挟み次の翌週、月曜から金曜までの間に港湾課は現場を確認しているという状況である。

Q 翌週といっても5日あるが。

A その辺が今ちょっとあやふやなので、後で報告する。

Q 重量1トンの厚い扉が倒れるということについて、こういった構造物の管理は安全点検も含めてしっかりなされるべきだと思われるが、この港湾施設内において、そういった基準はなかったということか。管理マニュアルとか管理基準、そういったものはないのか。

A 先ほども話したように、竣工後2年後—平成29年10月には、瑕疵担保確認のために全てのチェックをしている。その際には、健全性が保たれているという評価があり、特に問題ないということであった。

Q それ以来何も無いのか。今後も予定はなかったのか。

A 公共施設は長寿命化基本計画に基づいて5か年ごとの定期点検をすることになっている。この上屋についてはまだつくられていなかったもので、年内にはつくって、しっかりこの点検を回していくということをやりたいと思っている。

Q 建物を造ってから長寿命化の視点から考えるというのではなくて、これだけの構造物を一負荷の大きいものを毎日稼働させているわけだから、安全基準とか安全管理はなかったのかということを知っている。

A そういった規制などは特に設けていない。

Q 今後の港湾行政にも響くと思われる。いろいろな港湾運営で老朽化が非常に激しいという意見もいっぱいある。犠牲者を出してしまい残念だが、港湾の管理は、そういうことを含んでいることは間違いない。

もう一点は、先ほどの説明で開閉がしづらいというのがこの修理の始まり一取組の始まりと言っているが、開閉しづらいというのは多々あることだと思われるけれど、そこで危険性を感じた意味での報告ではなかったのか。要するに現場でいつも関わっている職員が危険だということ、単なる開閉の問題で直してくれと言ったのではなくて、危険性を感じて言ったのではないかという話があるのだけれど、そういう相談ではなかったのか。

A 一度開閉がしづらいといった話があって、それで担当者のほうで確認したところ、その扉のゆがみとか、そういったことが感じられたと。その後県のほうに報告している。その時点で倒壊するとか、そういったことまではちょっと想定はできなかったということである。

Q 開閉がしづらいくらいの問題だったら軽微なものだろうと、大体そういうふうになる。そういうふうに簡単に片づけてしまったのが最初のスタートの間違いだっただと一片づけてしまったというのは語弊があるが、そういうふうに捉えられてしまったのではないかと。本当は危険性があるのに開閉の問題程度のものかと考えたのではないかと、そこが問題の始まりという感じがする。管理責任のある県あるいは土木事務所が現場に来て、その危険性、安全性、あるいは開閉がしづらいという現状を見に来たのか。

A 北部土木事務所に連絡があったのが、2回目の今年の4月19日である。本部港管理事務所から上屋の扉のレールの調子が悪くて開け閉めがしづらいという連絡があった。それをもって担当が翌日の20日に現場に行き、しっかり目視確認をして、本部港管理事務所にはヒアリングを行っている。本当に動かないくらいでこれは難儀しているということで、我々としても速やかに翌日21日、現在動いている業者に見積りを依頼して、業者か

ら我々は見積りを取って工事に着手しようというところであったというのが実態である。

Q 規模の大きなドアであり、内側に倒れたということであるが、通常、安全装置はついてないのか。

A 今見ると、内側にそういったガイドレールみたいなのはなかったと。外側にも雨どいしか確認されていない。これが断面構造図である。戸がこれなので、この上に滑車があって、ここに鉛直のボルトで止められていたと。下は当然、自重はこの滑車で持たせている。内側を見ると何らかの安全装置、ガイドレール等は見られない。

Q 通常、こういう規模のドアについては、台風等もあり、倒れる可能性はあると思われる。普通、安全装置というのはつかないのか。

A 台風のときには風が強いということで、栈木みたいなもので補強するという設計になっている。

これが通常なのかどうかというのは建築が専門ではないのでちょっと分からないが、これで建築確認も取っており、構造上問題があったというのではないと思われるが、それも今捜査中である。

Q 使用者、委託の本部町、県の管理、月に1度でもよいから施設の管理体制を充実するべきではなかったかと思われる。その体制を今から構築すると思われるが、どのように考えているか。

A 施設の使用を許可する一業者のほうを使うわけであるが、その施設を使用許可をする際には、災害とか損害、公害を防止するための現場監督を常時配置して、必要な措置を取ってくださいというのが使用条件の中にはある。それが、今回事故が起こったわけなので、その何らかの原因があっただろうと。それがちゃんと取られていなかったということもあるし、町は町での管理の仕方、県は県での管理の仕方というのがうまくかみ合っていなかったということもあると思われるので、今後はそういったことがないように、情報共有をしながらそういった組織—そういったものの構築に向けて取り組んでいきたいと思っている。

Q 毎日使っているこの使用者、また管理者同士の点検、そういうものをしっかりやらないといけないと思われる。やはり毎日使用している使用者のほうで毎日の点検を記録に残させるというシステムも必要だと思わ

れる。これだけ沖縄県の管理する物件があるので、その辺は統一して行ってほしい。

この建物は新しく腐食的なものもあまり考えられないが、上を見ても分かるように、これ何かにぶつけて壊している。あの硬質スレートがもうなくなっている。そのときに多分破損していたと思われる。このドアは、上も破損して、レールもゆがんでいるのではないか。

A これは、その扉を撤去する際に外したものである。

Q もう一度確認であるが、維持・管理責任は本部町か。

A 通常の日常管理については本部町が条例に基づいてやっているということである。規模の大きい修繕になると、その修繕については県のほうで行うということをやっている。

Q この扉の維持・管理もどこになるのか。

A 日常の管理になるかと思われるので。

Q 今その取決めみたいなのはよく分からないが、本部町としては、最初の二、三年は業者がやったのだけれど、その後の定期点検というのは、やっていなかったのか。

A 特にそういった点検というのは行っていなかった。点検マニュアルというのも特にないということもあって、それについては利用者の自己管理に任せたというのは事実である。

Q 事業者としては最初の2年までという約束になっているから、やはりその後は何らかの維持管理の責任者としては取るべきだったと思われる。今事故は県警が検証しているが、先ほど労基署の話も出ていたが、県警だけか。

A 労働基準監督署のほうでも、事故の原因について調査をしているというふうに聞いている。

Q 報告はいつ頃出る予定か。

A 報告がいつ頃出るかというのはまだ聞いていない。

Q 土木、知事、副知事秘書へ事故報告ということであるが、これは修理をお願いされて、見積りを取ってやったのだけれど、修理はしていません

て、結果的にこうなったとかという、こういう中身を含めてきちんと知事、副知事に報告されているのか。どこまで報告しているのか。

A そのときは、事故の報告—いつ事故が発生して、どういった状況ということと、後は部の対応として、ほかにも同じような施設があるので、港湾施設について緊急に点検するよという指示を出したというところまでの報告である。

Q これは死亡事故なので、その後、今のように概要—向こうからそういう依頼があって見積りを出して、発注したかったんだけどという、この辺のところまでちゃんと報告をしているのか。

A ちょうど本案件に関して本議会で質問があったので、その答弁調整をする際に、その件については三役に説明している。

Q では、知事、副知事は理解しているわけだ。ここに知事、副知事は来られたか。

A 来ていないかと思われる。

Q 亡くなった方に遺族もいらっしゃると思われるが、亡くなった方や遺族に対してのケアなどはどのようにやっているのか。

A 特に今のところ、そういったことまでは行っていない状況である。

Q こういった公共のもので犠牲になられた場合に、保険—亡くなった、犠牲になった方に対してのケアであったり補償など、そういったものはあるのか。

A すみません、その辺はちょっと分からない。まだ調べていないという状況である。

以 上

2 視察調査場所の現況写真

